

提案書評価基準

1 方針

運営団体の決定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、評価点の最も高い提案者を受託候補者として指定します。

2 評価点

提案書に基づき、提案内容の評価し、評価点を与えます。評価点の満点は評価委員 1 人につき100点とします。

3 評価方法

(1) 評価表の各評価項目に配分する得点（評価委員 1 人あたり）は次のとおりです。

1 基礎的事項：30点

2 事業計画：55点

3 管理運営方針：15点

合計：100点

(2) 評価点の最も高い者が2以上あるときの対応

該当者がくじを引き受託候補者を決定します。この場合において、該当者のうちくじを引かない者があるときには、これに代えて当該プロポーザルに関係のない本市職員にくじを引かせるものとします。

(3) 採点方法

ア 各評価項目について、5・4・3・2・1の5段階評価を行います。

5	4	3	2	1
特に優れている	優れている	適切である	不十分な点がある	妥当でない

イ 評価は各項目5点満点とします。

ウ 評価点を算出するにあたり、特に重視する項目については2を乗じることとします。

(4) その他

ア すべての評価項目を絶対評価により採点します。

イ (1) の表における大項目1～3において、それぞれの配点の60%を基準点とし、1項目でも基準点を下回った場合は失格とします。

(例) 評価委員が5名の場合

大項目	配点 (A)	満点 (B) (B = A × 5)	基準点 (C) (C = B × 0.6)
1 基礎的事項	30点	150点	90点
2 事業運営方針	55点	275点	165点
3 管理運営方針	15点	75点	45点
合計	100点	500点	300点

※プロポーザル評価委員会において評価委員の欠席があった場合、満点及び基準点が変更となる場合がありますが、基準点の算出方法（満点×0.6）が変更されることはありません。